

メンタル疾患も対象の「就業不能保険」は役立つ？

●メンタル疾患対象は少数

いまトレンドの保険商品のひとつとして「就業不能保険」が挙げられるでしょう。すなわち、病気・ケガなどで働けなくなり、元気だった時のような収入が得られなくなるリスクをカバーする保険です。

保険金の支払要件となる「就業不能状態」は商品ごとに細かく定められていますが、

- ①病気・ケガによる入院または在宅療養で業務につけない状態
- ②国民年金法に基づく障害等級1級または2級に認定された場合
- ③所定の疾病（3大疾病など）を原因に業務につけない状態が60日間続いた場合
- ④所定の要介護状態に該当した場合に分類できると考えられます。

上記の要件に該当しても「精神障害」は対象外とする商品が大多数ですが、なかには次のようなメンタル疾患も保障する商品があります。支払要件を簡単にまとめてみます。

▶ プルデンシャル生命『解約返戻金抑制型就労不能障害保険』…国民年金法に基づく障害等級1級または2級に認定された場合、また約款所定の特定障害状態が540日以上継続した場合、毎年の生存判定日に生存していることを条件に、最長3年、特定障害年金を受け取れる。

▶ 朝日生命『収入サポート保険』…「メンタル疾患特約」を付ければ、約款所定のメンタル疾患（統合失調症、気分障害など）の治療のため60日継続して入院した場合、メンタル疾患給付金を1回に限り受け取れる。

▶ チューリッヒ生命『くらすプラス』…約款所定のストレス性疾病（気分障害、摂食障害、更年期障害、胃潰瘍、十二指腸潰瘍など10疾病）による入院が60日を超えた場合、就業不能年金（確定年金）を受け取れる。

以上は、生命保険会社が取り扱う商品ですが、就業不能をカバーする

保険は、実は以前から損害保険会社が「所得補償保険」の名称で販売されています。こちらも個人が加入する場合は、精神疾患は補償の対象外。しかし、企業や職業団体などに所属するのみ加入できる「団体長期障害所得補償保険」に、「精神障害補償特約」が付けられる取り決めがされていれば、24か月を限度に所得補償保険金が支払われます。

●メンタル疾患の心配は解消？

周りにメンタル疾患にかかった人がいたり、患者が増えている印象を持っている人は多いでしょう。様々なストレスで、「自分もメンタル疾患にかかってしまうのでは？」と不安

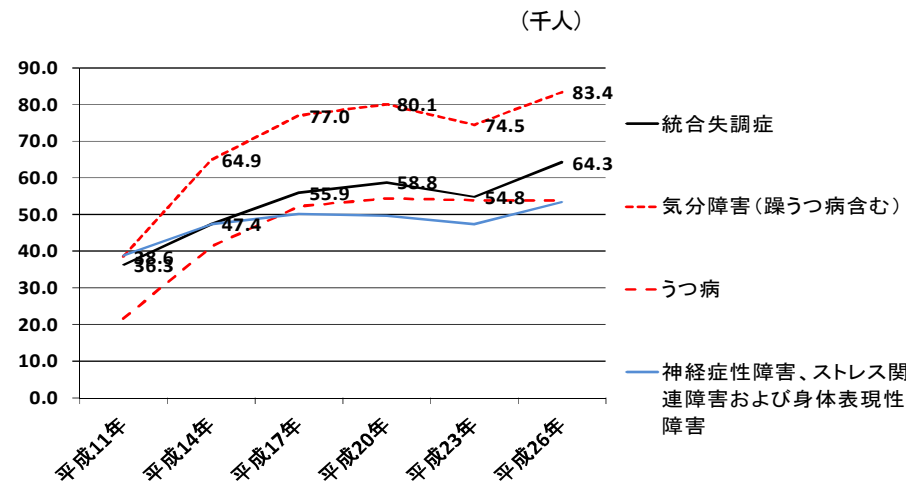
を抱える人も少なくないようです。

下記の図表は厚生労働省『患者調査』から抜粋した、前述の保険の保障（補償）対象に含まれるメンタル疾患の推計患者数の推移ですが、図表1を見るかぎり外来患者数は右肩上がり傾向。一方、入院患者数は減少か横ばいです。また、平成26年『患者調査』によると平均在院日数は、統合失調症546.1日、気分障害113.4日などとなっています。

こうしてみると、メンタル疾患での入院の可能性は高くないものの、入院となったら長引くと言えそうです。まずは傷病手当金や勤務先の休業補償制度など、就業不能時に役立つ制度を確認したうえで、保険で優先的にカバーすべきリスクかどうか、よく検討しましょう。

（クルー 浅田里花）

図表1 推計外来患者数（厚生労働省『患者調査』より）



図表2 推計入院患者数（厚生労働省『患者調査』より）

